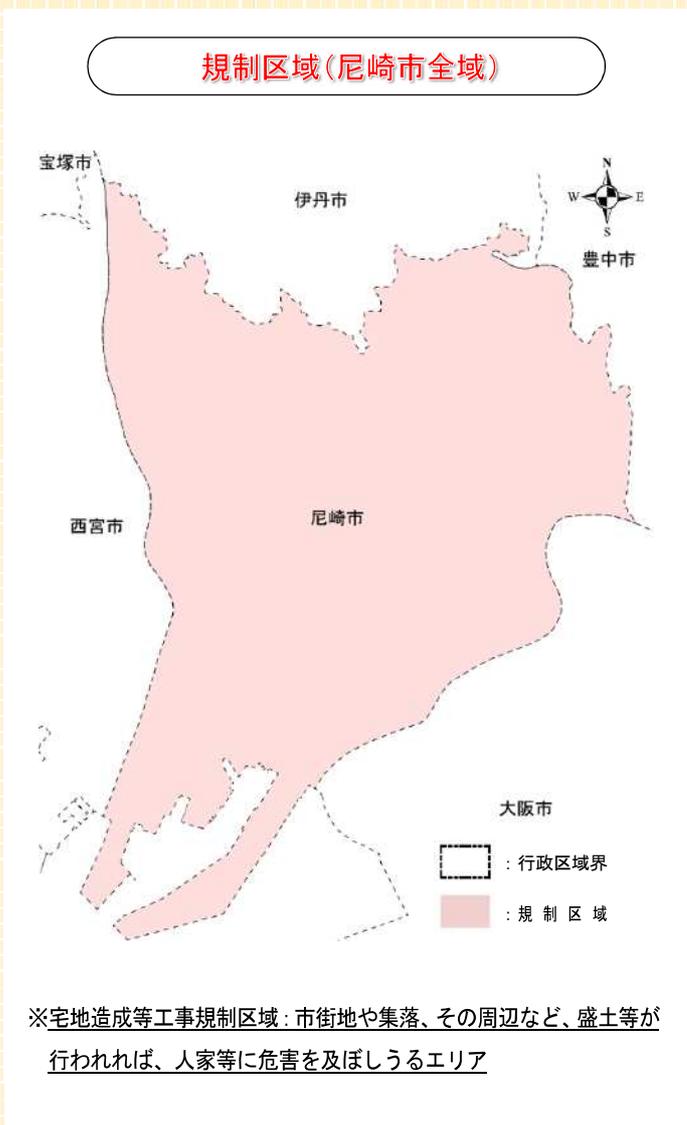


尼崎市全域を 宅地造成等工事規制区域とします。

- 令和5年5月26日に、危険な盛土等を規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。
- 尼崎市では、盛土規制法に基づく規制区域を指定するために必要な調査を実施し、尼崎市全域を「宅地造成等工事規制区域」とします。
- 盛土規制法に基づく規制区域の指定は、令和7年4月1日です。
- 指定後は、規制区域内で一定規模以上の盛土、切土、土石の堆積を行う場合は、工事着手前に許可又は届出が必要となります。

規制区域と許可申請の流れ



許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

② 許可申請・許可

● 許可基準への適合

許可基準

- ▶ 災害防止のための安全基準に適合すること
- ▶ 工事主が必要な資力・信用を有すること
- ▶ 工事施行者が必要な能力を有すること
- ▶ 土地の所有者等全員の同意を得ていること

● 尼崎市長の許可

尼崎市長は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

③ 工事着手

● 現場での標識掲出

工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示

● 定期報告*

工事の施行状況について、3ヶ月ごとに報告

● 中間検査*

工事完了後に確認困難となる工程について検査

※ 一定規模以上の盛土等が対象です。

④ 工事完了

● 完了検査

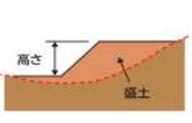
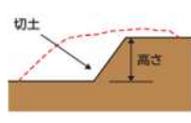
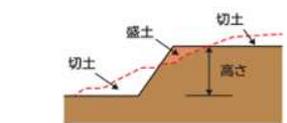
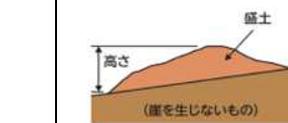
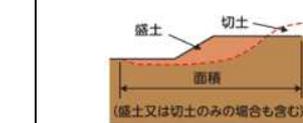
安全基準への適合について現地検査

注意：規制区域の指定日に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事を行っている場合は、許可は不要ですが、指定日から21日以内に都道府県等に工事内容を届出する必要があります。

許可が必要となる規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば・・・ 宅地を造成するための盛土・切土、残土処分場における盛土・切土、太陽光発電施設の設置のための盛土・切土等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば・・・ 土石のストックヤードにおける仮置き等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

盛土規制法の概要

1. 規制区域の指定

- 危険な盛土等を隙間なく規制するため、市全域を宅地造成等工事規制区域として指定します。

2. 安全な盛土等の造成

- 規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要になります。
- 安全対策に関する許可基準に適合する必要があります。
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかを確認するため、次の①～③を実施します。
 - ①施工状況の定期報告 ②施工中の中間検査 ③工事完了時の完了検査

3. 盛土等を安全に保つ責務

- 規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。
- 土地所有者だけでなく、原因行為者(当該盛土等を行った造成主、工事施工者、過去の土地所有者等)に対しても、是正措置等の命令が発せられる場合があります。

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑の水準を強化しています。

尼崎市 都市整備局 都市計画部 開発指導課

〒660-8501

尼崎市東七松町 1-23-1 本庁北館 5階

[電話] 06-6489-6612

[ファクス] 06-6489-6597

[メール] ama-kaihatsushidou@city.amagasaki.hyogo.jp